

障害者を取り巻く環境の変化等

1 障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障害者施策の基本となる事項を示した法律です。同法律は、平成 23 年に見直されました。改正により、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

2 障害者総合支援法の施行

障害者総合支援法は、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲に難病等を加えるとともに個々のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備するための見直しが行われ、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、名称も「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」と改められ、平成 25 年 4 月に施行されました。

さらに、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うとして、同法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 3 日に成立し、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

3 障害者虐待防止法の施行

平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障害者虐待の防止のための法整備が図られました。これにより、平成 24 年 10 月 1 日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設の従事者等及び使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課されました。

また、虐待の防止や対応の窓口となる市町障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが設置されています。



4 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、雇用の分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止や、事業主に対し過重な負担を及ぼさない範囲で、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。

また、身体障害者・知的障害者に加え、精神障害者についても法定雇用率の算定基礎とすることとして、同法の一部改正が平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

5 障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 24 年 6 月に成立（平成 25 年 4 月 1 日施行）し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

6 障害者差別解消法の施行

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

これは、障害者基本法第 4 条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、行政機関や事業者による障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供などについて規定されています。



7 障害者権利条約の批准

日本は平成 26 年 1 月 20 日に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなりました。

8 発達障害者支援法の一部を改正する法律

発達障害者支援法は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域生活において他の人々と共生することを妨げられないことを基本理念として平成 17 年 4 月 1 日に施行されました。

さらに、切れ目のない支援を行うこと、家族なども含めたきめ細かな支援を行うこと及び地域の身近な場所で支援が受けられるよう配慮することを追加するため、同法の一部を改正する法律が平成 28 年 8 月 1 日に施行されました。

9 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)及び障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月 13 日に施行されました。



10 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」の施行

「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会」の実現に向け、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を平成30年9月に施行しました。

この条例において、県民、地域コミュニティ、障害のある人がそれぞれの立場でできる配慮や支援をすることで、障害を理由とする差別の解消を進めていくこととしています。

11 「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」の施行

手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図り、全ての県民が、聴覚障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下「聞こえの共生社会」という。）の実現に向け、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」を平成30年9月に施行しました。

手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項などを規定しています。

